

## 総務文教常任委員会【速報版】

○招集日時 令和8年 3月 6日(金) 午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員 委員長 小 堤 修  
副委員長 古 谷 貴 子  
委員 久 保 田 真 澄  
" 関 川 翔  
" 金 澤 克 仁  
" 赤 羽 直 一  
" 遠 山 智 恵 子

○欠席委員 なし

○出席説明員 教 育 長 石 塚 康 英  
総 務 部 長 吉 田 文 彦  
財 政 部 長 田 中 英 樹  
こ ども 部 長 助 川 直 美  
ま ち づ くり 振 興 部 長 森 川 和 典  
教 育 部 長 飯 竹 永 昌  
消 防 長 岡 田 直 紀  
総 務 部 次 長 立 野 啓 司  
総 務 部 次 長 軽 部 幸 雄  
ま ち づ くり 振 興 部 次 長 海 老 原 輝 夫  
教 育 次 長 松 崎 剛  
消 防 次 長 仲 村 厚  
総 務 課 長 土 谷 靖 孝  
政 策 推 進 課 長 篠 原 慎 吾  
財 政 課 長 谷 池 公 治

こども相談課長	樋口康代
監査委員事務局長	鈴木正美
指導課長	丸山信彦
教育総合支援センター長	仲田敦夫
生涯学習課長	秋山和也
人事課副参事	山下拓
産業振興課副参事	岡田崇
安全安心対策課長補佐	真田幸彦
政策推進課長補佐	作田友貴
財政課長補佐	河原崎拓人
ふるさと納税推進室長	佐藤麻衣子
こども相談課長補佐	菅野栄一
保健給食課長補佐	横島信吾
指導課長補佐	遠藤尚子
指導課長補佐	富田光一郎
教育総合支援センター課長補佐	木村勇
教育総合支援センター課長補佐	大滝渉
教育総合支援センター課長補佐	唐口薫
生涯学習課長補佐	宮下克彦
消防本部総務課長補佐	飯田美登里

○職務のため  
出席した者

議会事務局長	前野拓
議会事務局長補佐	永井宏幸
議会事務局係長	森口幹大

○付託事件

議案第 3号	取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4号	取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 12 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）（所管事項）

議案第 23 号 令和 8 年度取手地方公平委員会特別会計予算

○調査事件 所管事務調査（閉会中の所管事務調査について、取手第一中学校 3 学年との協働事業で可決された議案の調査について、その他）

## ○審査の経過

午前 9 時 59 分開議

○小堤委員長 ただいまの出席委員数 7 名です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

次に、本日の会議の映像は市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った 360 度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから 2 種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序はサイドブック스에登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑については事前通告することになっています。また、一般会計補正予算に対する質疑については、答弁を聞いて疑義が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに質疑は一問一答とし、1 議題につき質疑のみで 5 分です。質疑時間残り 1 分でベルを 1 回、質疑終了時間でベルを 2 回鳴らしますので、御承知おきください。また、発言は簡単明瞭、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いします。また、発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。

執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願いいたします。

最後に、質疑の内容として、各カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただきますよう、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第 3 号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第 3 号につきましては、2 月 24 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 3 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は

挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○小堤委員長 賛成多数です。よって、議案第3号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 しっかりやらないとね。もうこれは当然なんだろうという、流れからして。ましてや取手市は自死問題もありましたので、残念ながら。そういう意味では丁寧にやっていくということをお願いしている立場からも、もちろん賛成の立場なんですけれども、1つ伺っておきたいのは、状況は分かったんですけど、この費用について近隣市町村、茨城県内とか、その辺はちょっとどうなってるのかなと、それだけ1点伺います。

○小堤委員長 答弁を求めます。

唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、唐口です。ただいまの遠山委員の質疑にお答えいたします。ただいまいただきました他市の状況ということなんです、他自治体と取手市の状況が一概に比較できない理由というのがございます。まずそれは、取手市におけるいじめ防止等のための組織というものが、いじめ防止対策推進法や取手市みなでいじめをなくすための条例に基づいて、取手市いじめ問題専門委員会と取手市いじめ問題対策連絡協議会という形で設置しております。一方、近隣——県内の他自治体におきましては、いじめ問題対策連絡協議会と重大事態の調査を行ういじめ重大調査委員会という形で組織されていることが多いので、職務の内容から一概に報酬額を比較できないという状況を理解した上でお答えしたいと思いますが、取手市では、いじめ問題専門委員会において、いじめ防止等の調査研究ですとか施策の企画ですとか、教育委員会への提言、あとは、さきの議会で条例改正させていただいて、不登校重大事態に関しては学校主体調査もできるというような規定に直したというところもありますので、そういったところの主体の助言というものも教育委員会が判断するに当たり、いじめ問題専門委員会から——提言と言ったら変ですけど、助言をいただくというような責務の重い内容となっておりますので、それぞれの責務に見合った報酬にするべく今回のこの改正に至ったというところにあるので、ちょっとなかなか近隣とは比較できないというところもございます。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 大体そうなんだろうなと思ってるんですけど。この組織そのもの——いじめ問題専門委員会とか調査委員会とか、そういうのは必ずこれ今、各自治体で立ち上げるべきというふうに文科省ではなってるんですけど。それとも、取手市は独自にいち早く立ち上げたとは思っているんですけど——必要になってということもあって。その辺ちょっと近隣——近隣と言わず県内なんかはどうなんですか。ちょっとその辺お願いします。

○小堤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 いじめ問題専門委員会に関しましては、いじめ問

題対策推進法上、「置くことができる」ということで、設置の義務という形で法上で求められておりませんが、取手市の場合は、条例において設置するというで定めておりますので、いじめ問題専門委員会を設置して、その下に調査を行う専門部会を置くという組織構成にしております。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。積極的にというか——できれば、開かなくても済めば一番いいんですけどね。そこは丁寧にやっていただければと思います。以上です。

○小堤委員長 そのほかありませんか。

金澤委員。

○金澤委員 今の答弁の中で、近隣とか参考になるところはなかったというところですけども、これだけの額の改定ということで、責務に見合った額ということですけども、何を基準にしてここまで上げたのかというところは、お尋ねしたいと思います。

○小堤委員長 仲田センター長。

○仲田教育総合支援センター長 教育総合支援センター、仲田でございます。ただいまの金澤委員の御質疑にお答えさせていただきます。現在、委員の委嘱をいただいている職能団体と学会の推薦基準を踏まえまして算定し、御提案した次第でございます。

○小堤委員長 そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第3号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第4号、取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。+

議案第4号につきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第4号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○小堤委員長 賛成多数です。よって、議案第4号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

遠山委員。

○遠山委員 私もこれは必要だろうということで、もちろん賛成の立場なんですけど、1つ気になったのは、それこそ人は足りてるのか、十分なのかというところで、消防士、消防体制、いかがでしょうか。その点だけ伺います。

○小堤委員長 答弁を求めます。

岡田消防長。

○岡田消防長 消防本部の岡田です。ただいまの遠山委員の質疑に対して、お答えさせていただきます。消防本部職員の方は足りているのかというところなんですけれども、今現在、再任用の方も15名ほど勤務しておりますし、消防職員としては十分足りている状況

でございます。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 市内でも「消防団員募集」なんていうのも掲げているし、定員数も——それを考えると、まだまだ人員確保していただいたほうがいいのかなというふうに、それは思っているんですけど……。

○小堤委員長 遠山委員。消防団員募集と消防職員は別なんです。

○遠山委員 消防団と署員はもちろん別で、消防団員でも募集あんなにかけているだけに、いざというときはやっぱり消防隊員が——消防署の職員が——署員がやっぱり必要不可欠で、いろいろこれまでも3・11ですとか能登半島地震だとか、そういったところで自治体の対応というのがまだまだ不十分というのが指摘されていると思うんです。そういう意味ではこの手当の——もちろん特殊勤務手当の条例なんですけど、まずは人が必要だろうなというのを常々思っている立場からちょっと質疑をしました。また次の機会にします。大いに現場の声は届けてくださいね。人を増やせというね。以上です。

○小堤委員長 ほかにありませんか。——質疑なしと認めます。

以上で、議案第4号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第5号及び議案第6号を一括議題といたします。

議案第5号及び議案第6号につきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。議案第5号及び議案第6号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○小堤委員長 賛成多数です。よって、議案第5号及び議案第6号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 私からも質疑します。大いに結構、つい最近も……

[「どこですか」と呼ぶ者あり]

○遠山委員 (続) ごめん。この第5号、6号の議案に対しては……

○小堤委員長 それぞれ分けて質疑はできないですか。

○遠山委員 (続) いやいや、両方もう必要だろうということで、賛成の立場だという意味なんですけどね。立場なんですけどね。今、保育所とかでも教員——学校なんかもちろそうなんですけど、産休代替教員が見つからない、あと保育所も保育士が足りない……

○小堤委員長 遠山委員。もうちょっと質疑は簡明にやってください。

○遠山委員 (続) なかなか現状を皆さん知ってるのかなと思って、ちょっと説明しちゃったんですけど。そういった環境も、条件に合った上でやはり取りやすくなる——育休も取りやすくなるということにつながると私は思ってるんですよ。そういった職場に勤めていたということではね。先生が休んでることで、なかなか代替も見つからないんですとい

うような状況では、やっぱり積極的に「じゃあ、取ろう」とはなかなかなりにくくなってしまふ——役所内もそうです。一般事務もね。そういう意味で、その辺道路は十分考えているんだろうかということ、1点、確認しておきたいと思います。

○小堤委員長 いいですか。

軽部次長。

○軽部総務部次長 人事課、軽部です。遠山委員の御質疑にお答えをさせていただきます。保育士の——正規保育士の職員の採用補充につきましては、担当課の保育課のほうと毎年——毎年度ですね、十分に調整をしながら、その採用数というところを、必要数を確認しながら行っております。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 これまでなかなか見つからない——代替が見つからないとかって、そういったことはなかった。安心して皆さん、職員の皆さんは取れるだろうというところで。そういう認識でよろしいですか。

○小堤委員長 軽部次長。

○軽部総務部次長 お答えさせていただきます。育児部分休業につきましては、正規職員のみならず、会計年度任用職員の方もこの育児部分休業を取得されております。特に保育所の方は、保育課、保育所に勤務されている方も含めて。ですから、そういった部分については代替職員の不足というところは聞き及んでおりません。

○小堤委員長 遠山委員、よろしいですか。

遠山委員。

○遠山委員 人事課としては、人事課の職務というか役割はそこでいいと思うんだけど、あとは各課が頑張るしかないなと思うんですよ、人を見つけるということが。だからそれが結構、現場の声を聴くと大変さというのを私は受け止めているので、あえてここで質疑をさせていただきました。その辺もしっかり意識しながら、各課連携を取りながら——人事課が中心となって、連携を取りながらやっていただきたいなと思います。以上です。

○小堤委員長 そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 なしと認めます。以上で、議案第5号及び議案第6号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第12号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）の所管事項のうち総務部、政策推進部、財政部等所管を議題といたします。

本件につきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○小堤委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、遠山委員1名から通告がありま

した。それでは質疑を行います。

遠山委員。

○**遠山委員** 議場でも、私たち共産党会派から加増議員も質疑はしているんですけども、ダブらない程度で結構ですので、準備もしていたので答弁をお願いしたいと思うんです。ふるさと取手応援寄附金についてなんですけども、議案書は10ページとなります。今年度これまでの寄附金受付状況、できればちょっと詳細、この機会ですのでと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○**小堤委員長** 答弁を求めます。

谷池課長。

○**谷池財政課長** 財政課、谷池です。お答えさせていただきます。今年度、これまでの寄附金の受付状況としましては、2月までの速報値ということになりますけれども、19億円弱ほどとなっております。昨年度の同じ時期と比べて、二、三%ほどの増となっております。例年3月にも年度末の駆け込み需要がある程度あることですか、今年度多いときには1か月で5億円を超えた月もあったことなども考慮しながら、歳入の寄附金額に合わせて歳出を積算しておりますので、年度末に不足を生じることがないように、今回幅を一少し幅を持たせて、5億円の減額ということにさせていただいております。以上です。

○**小堤委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** 次に、企業版寄附金も新たに取組まれてきていたものなんですけど、その辺の受付状況はどうなんでしょうか。

○**小堤委員長** 佐藤補佐。

○**佐藤ふるさと納税推進室長** 財政課、ふるさと納税推進室の佐藤です。企業版ふるさと納税の受付状況につきましては、今回の補正予算に計上したものも含めまして、今年度で3件お申込みをいただいております、金額は合計で352万円となる見込みです。

○**小堤委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** 続いて、前に質疑させていただいているのでちょっと簡潔にやります。3点目なんですけど、ふるさと寄附金を充当予定とした事業への影響、決算書——予算・決算書を見ましても、国県はもちろんのこと一財から、またそういう意味ではふるさと納税を充てるといふ、そういう詳細、予算化、またあるいは決算上は決算として上がってきているので、そういう意味では、各事業への影響とその対応策を伺います。

○**小堤委員長** 河原崎補佐。

○**河原崎財政課長補佐** 財政課の河原崎です。ただいまの遠山委員の御質疑にお答えいたします。ふるさと取手応援基金の活用につきましては、ここ数年は、前年度に収入の確定した寄附金から募集に要した経費分を2分の1といたしまして、残った金額相当分を目安に次の年度の予算編成で各事業へ充当するという方法で予算編成を行っております。令和7年度予算につきましては、令和5年度の寄附の実績額を基にして各事業への充当額を決定しておりますことから、今回の寄附額の減額補正が各事業の実施に影響を及ぼすということはありません。以上です。

○**小堤委員長** 遠山委員。

○遠山委員　じゃあその影響は、来年、再来年に出てくるということになりますね。そういう意味では今後、予算化というところでは、予算計画の中では慎重にやっていかなければならないんじゃないかなということで、ちょっとあえて問題提起しておきます。

それを含めてなんですけど、最後、4点目の課題、どのように受け止めて考えているのか改めて伺います。

○小堤委員長　谷池課長。

○谷池財政課長　お答えさせていただきます。ふるさと納税自体について、様々ないろいろな御意見や課題があるということも承知をしております。ただ一方で財源確保の観点から見ますと、ふるさと納税の推進に力を入れていくのは大きな効果があることというふうに捉えております。先ほども申し上げましたけれども、市としては、収入が確定した寄附金をベースに予算を組み立てておりまして、寄附金収入が変動するというリスクは抑えられております。そういったリスクにも考慮しながら、市民の皆様に充実したサービスをお届けできるように、ふるさと納税には引き続き力を入れて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○小堤委員長　遠山委員。

○遠山委員　改めて、ホームページのほうでも率直に、財政のほうから、ふるさと納税による影響額というところから出ているようでした。そういう意味では、市の収入の根幹となる市税の減収に大きな危機感も持っているということで、市財政への影響というところは、その辺の課題をお持ちなんだなというところで私は認識したわけです。

さらに、ふるさと納税による影響額というところでは、市内の控除額というものがどんどん大きくなっているんで、その辺の本来の地方自治体への収入が——市税がやっぱり基本ですから、市の財政としては、そういう意味では、そこが——市税が年々減収している状況だというのが、これ2025年度だからちょっと古い時期にはなってしまうんですけども、そういったところを見ますと、ふるさと納税にあまりこう——地域の産業活性化とか、そういったことにもつながれば、それは一理あるとは思ってはいるんですけども、この制度が立ち上がった時期から議会の中でもいろいろ発言というか、議論されていた課題であるこのふるさと納税という制度だというところで、そういう意味では、改めてどのように受け止めているのかって、それ以上ないかな——なければ、問題提起としてこの機会に指摘しておきたいと思います。——あっ、手挙げてくれてる。

○小堤委員長　答弁しますか。

谷池課長。

○谷池財政課長　様々な御指摘をいただいたわけなんですけども、確かに市税の流出が発生しているというのは、おっしゃるとおりではございます。ただ令和3年度頃から、ふるさと納税による寄附金の収入から経費を差し引いたものと、市税の流出額を比較すると、黒字の状況で引き続き推移をしております。また仮に取手市がふるさと納税の返礼品の提供をやめたとしても、市税の流出がなくなるわけではございませんので、その分、やめてしまって市税が流出するだけでは、市民の皆様に提供する行政サービスの財源が少なくなってしまうということになります。ですので、我々としては繰り返しになりますけど

も、引き続き力を入れてふるさと納税に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○小堤委員長 いいですか。——通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいま通告委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 なしと認めます。これで議案第12号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第23号、令和8年度取手地方公平委員会特別会計予算についてを議題といたします。

議案第23号につきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第23号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○小堤委員長 賛成多数です。よって、議案第23号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 なしと認めます。以上で、議案第23号の質疑を打ち切ります。

続いて、総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外質疑を行います。付託議案外質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は赤羽委員、久保田委員、遠山委員の3名から通告がありました。

最初に、赤羽委員。

○赤羽委員 赤羽でございます。私は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業について、質疑をさせていただきます。この事業というよりも、この事業を行うに際して、市として事業を予算化するまでの検討過程をお知らせいただきたいと思います。

○小堤委員長 答弁を求めます。

篠原課長。

○篠原政策推進課長 政策推進課、篠原です。よろしく申し上げます。赤羽委員の御質疑に答弁いたします。予算化までの検討経過ということでございますけれども、まず、11月下旬に総合経済対策が閣議決定された後、国県からの通知や各種報道等の情報に注視しながら、全庁的に重点支援地方交付金の対象事業を募集してまいりました。この間、市議会各会派の皆様からも、交付金の活用について御要望いただきましたので、検討に際しては考慮しながら進めさせていただいたところでございます。

事業におきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援を対象としまして、特に早期に事業の効果を行き届かせるということを強く求められておりましたので、こちらを踏まえて、物価高騰対策に係る経済的な支援といった

ものを軸に検討を進めてまいりました。最終的には1月26日ですね。1月26日に、全ての補正予算まで提出させていただいたところまで進めさせていただいたところですので。

○小堤委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 給付方法として今回、商品券になってるんですが、商品券以外に例えばマイナンバーカードにひもづけられた口座に振り込むとか、そういう方法は検討しなかったんでしょうか。

○小堤委員長 作田補佐。

○作田政策推進課長補佐 政策推進課、作田と申します。お答えいたします。市民の皆様へ給付をする過程において、マイナンバーカードにひもづいた口座という手法につきましても検討をいたしました。が、口座の登録率が高いとは言えない状況にありまして、登録されていない方の口座確認作業が必要となり、また、振込処理を行うためのシステムの構築が必要になります。そういったことから、早期の執行という面で課題があるほか、振込のみでは全ての世帯をカバーできないため、2つ目の給付方法を別途考える必要があります。本市としては、1つの方法で全ての市民の皆様へ行き渡る確率というものを重視しまして、効果の早期発現を目指しまして、今回の事業に至ったという流れとなります。以上でございます。

○小堤委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 ありがとうございます。私もちょっといろいろ調べてみたんですが、今まで取手市でもいろんな給付をやっております。例えば、令和4年にやりました子育て世帯応援臨時給付金ですか。これは、高校生以下の世帯に給付金を振り込むという——お渡しするという事業だったんですが、この経費は約1.4%でした。それから、とりでっ子応援給付金、これも振り込みで——現金給付でやったんですが、この時の経費は約1.7%。で、省エネ家電買換え補助金、これも令和7年にやりましてもう完了してるんですが、これが約1.6%。振り返って、商品券はどのぐらいかかったか調べてみました。そしたら、プレミアム付商品券の販売、これは令和4年ですけども、これは事務費が全体に占める割合は5.2%。それから生活応援商品券の配布、これは令和4年で全世帯に商品券を配布したんですが、これが11.9%。それから、とりでっ子応援ギフトカード給付、令和7年に実施中でもうほぼ終わるかと思うんですが、これが事務費が全体に占める割合は15%。今回の物価高騰対策商品券事業、これは、予算額から市民に渡る金額を差し引いた分を経費として見たんですが、これが12.2%、約1億円かかっているんですね。このように商品券事業というのは比較的経費が高つくのではないかと私は思いますが、その辺はどうお考えですか。

○小堤委員長 作田補佐。

○作田政策推進課長補佐 お答えいたします。このような給付事業を行う場合につきましては、手法を大きく分けると、市が直接的に事務を行う場合と、事務を委託する場合に分けられます。児童手当といった、市が把握している口座を使って給付することが可能な子育て世帯向けの給付につきましては、事務的な経費としまして、会計年度任用職員の人

件費、印刷製本費といったものが代表的な支出項目となりますが、商品券の事業につきましては、発注を行うことで多様な事務が発生することから、業務委託をして行っております。その結果、事務の委託費としては大きくなる傾向にはございますが、委託をかけずに行う場合には、予算上に現れない項目として担当職員が事務に割く時間が多くなる傾向にありましたので、そういった面を比較検討しながら、効率面から望ましい手法を取っているところがございます。いずれの方法にしましても、今委員おっしゃられたように、市民の皆様へ還元を多くするというところで事務費の割合を少なくしまして、行き渡る割合をなるべく多くできるように努めているところがございます。以上です。

○小堤委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 それであれば、今はマイナンバーカードに口座ひもづけしてるんですが、せっかくひもづけた口座を使った経験が、私ないと思うんですよ。何のためにひもづけたのか。もっともっとマイナンバーカードのひもづけ割合を増やしていけば、それを使った振り込みにすれば、非常に私は経費が安くなるんじゃないかと思ってるんですが。それで、またこれからもこういう給付は必ずあると思うんです。それに備えて常日頃から口座のひもづけ、それからマイナンバーカードをお持ちでない方に対する給付の仕方、その辺も例えば後期高齢者の——ちょっとお待ちくださいね。ここに、私のところに来た「後期高齢者の医療費の高額医療費の支給申請について」という書類が来ました。

〔赤羽委員資料を示す〕

〔森口議会事務局係長ベルを1回鳴らす〕

○赤羽委員 ここには「口座を登録してください」と書いてあるんですが、1回登録すれば、これはずっとこの口座を使えますよというふうに書いてあるんです。ですから、その給付ごとに口座を収集するのではなくて、収集しておけば、あらかじめこの口座を使えますということで収集しておけば、その口座を使っても構わないわけです。ですから、そのような形で市民の口座情報を収集して、常に備えておくということは大事かと思うんですが、そんな方法は取れないでしょうか。

○小堤委員長 作田補佐。

○作田政策推進課長補佐 今、お話がございました、マイナンバーカードとひもづけた方向につきましては、マイナンバーカードの保有率が、今——全国民の話になりますけども、1月現在で約81%となっておりまして、そのうち公金受取口座、要するに口座と連携している方はそのうちの62%ということで、大体8割と6割を掛けた、約5割程度の方がマイナンバーカードを使って交付することができる形になります。そうした中で今の後期高齢者の給付のお話がありましたが、個人情報としてこの口座情報を取得する際には、あらかじめ目的を明示して必要な範囲で収集しなければならないということが、個人情報保護法の中で定められておりまして、こういったこの給付事務ということを広く個人情報として口座情報を取得することが妥当かどうかといった課題も含めまして、今後検討しながら、広く給付するに当たりまして妥当な方法を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○小堤委員長 赤羽委員、あと30秒です。

○赤羽委員 ぜひこういう機会に——これからも給付がありますので、口座情報登録をお願いするというような形でも構わないので、口座情報を収集して、それで給付に備えていくという考えが私は必要かと思うんですが、いかがでございましょうか。

○小堤委員長 作田補佐。

○作田政策推進課長補佐 委員おっしゃいますように、今後このような給付事務というのは、また1年おき、2年おきといった形で考えられることもありますので、そうした際に、今現在はどこかの課がこういった事務を担っていくかというのは、なかなかぱっと決まっていなくて、いざというところがございますので、その辺を調査研究しながら、すぐに取りかかれるように、こちらとしては対応してまいりたいと考えております。以上です。

○小堤委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 よろしくお願いいたします。以上です。

○小堤委員長 続きまして、久保田委員。

○久保田委員 男性職員の育児休業についてお伺いいたします。2022年の法改正を機に、全国の自治体で働く男性職員の育休取得率は、2024年度には初めて5割を超え58.5%を記録しました。急速に普及が進んでいます。私も、令和4年第3回定例会の一般質問でお聞きしましたがけれども、現在の育児休業の状況についてお伺いいたします。

○小堤委員長 答弁を求めます。

山下副参事。

○山下人事課副参事 人事課、山下です。久保田委員の御質疑にお答えさせていただきます。男性職員による育児休業の取得状況につきましては、先ほど御案内ありました令和4年第3回定例会での久保田議員からの一般質問において、平成28年度から令和3年度までの6年間における年平均率を約12%と御紹介いたしました。その後の取得率の状況についてですが、令和4年度は23.1%、令和5年度は38.9%、令和6年度は34.8%と高い水準で推移しております。また取得日数についてですが、令和3年度以前の6年間は平均で約13日となっておりますが、令和4年度は29.2日、令和5年度は39.9日、令和6年度は57日と右肩上がりです。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 令和3年3月に出示された取手市特定事業主行動計画の中で、取手市は男性職員の育児休業取得率を令和7年度までの目標として30%となっております。今お聞きした内容ではもう30%を超えているということが分かりました。この育児休業取得率目標に対して、どのような取組を行ったのでしょうか。

○小堤委員長 山下副参事。

○山下人事課副参事 お答えさせていただきます。久保田委員からの御紹介のとおり、現行の取手市の特定事業主行動計画におきましては、男性職員の育児休業取得率の目標値を30%以上と掲げ、その目標値を達成するために幾つかの取組を行っております。その1つが、育休取得推進セミナーとなります。昨年度までは、管理職員を対象としたイクボスセミナーを実施していましたが、今年度からは、育休の取得に対する不安等を解消する目的で、育休の取得経験者と未取得者の双方を交えた座談会形式でのセミナーに変更いたしま

した。また、このほかにも、未就学児を持つ職員を対象としたライフプランセミナーの実施や、庁内イントラネットによる育児に係る休暇制度の周知、また、育休取得の対象職員への人事課職員による制度のレクチャー等、女性職員、男性職員にかかわらず、安心して育児休業を取得できる職場環境の構築に努めております。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 今、様々な取組についてお伺いいたしました。その中で、その育児休業を取られた方の穴埋めとして、誰かほかの方がその作業を補うことになると思うんですけども、そういったのというのは今、何か行われているのでしょうか。

○小堤委員長 山下副参事。

○山下人事課副参事 育休を取得する人の穴埋めということで、周りの職員のほうで補充をしたり、あとは会計年度任用職員を採用しまして代替職員ということで対応したりしております。育休取得によるほかの職員への業務負担への影響を軽減していくためには、ワークシェアですとか、あと定型業務のマニュアル化等による、その職場での業務効率化が必要不可欠というふうに考えております。業務効率化を図っていくことで、課全体の時間外勤務を削減することができ、これにより各職員が育休を取得する上での心理的ハードルを下げる可以考虑しております。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 育児休業を終えて仕事に復帰した職員の方の感想など、伺っていることがあればお聞かせください。

○小堤委員長 山下副参事。

○山下人事課副参事 先ほどの育児取得推進セミナー座談会での育休取得者の経験談ですけども、例としましては、「乳幼児期の——乳児期の子どもを相手にすることの大変さと喜びを身をもって体験できたことは貴重な経験だった」「後輩に続く空気をつくれた」「仕事に対するモチベーションと職場の上司や同僚に対する感謝が増した」「父親という自覚が持てた」というふうに、育休を取ってよかったとする意見もありました。また一方で、「休暇期間中にほかの職員への大きな業務負担をかけてしまい申し訳なさを感じた」という声もありましたので、そういったところを今後課題にしてまいりたいと考えております。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 今後の課題についても一緒に答えていただきましてありがとうございます。隣の龍ヶ崎市では、最近また新聞の記事に載ったんですけども、100%の育児休業を11年連続で達成したということで出ておまして、それに対して相談体制の構築、座談会の開催など、やはり今おっしゃったような、育休の取得が当たり前となる環境を整えてきたということを書いてあります。取手市も男性の育休は特別なこと——昔は特別なことと捉えられていましたけれども、今は当たりの時代へと移行しつつあります。とはいえ、まだ様々な事情から取得しにくい現状もあるかもしれませんが、取手市が率先して今後も取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○小堤委員長 最後に、遠山委員。

○**遠山委員** 私のほうから防災についてです。まず1点目、自主防災組織状況の詳細説明をお願いします。

○**小堤委員長** 答弁を求めます。

立野次長。

○**立野総務部次長** 安全安心対策課、立野でございます。自主防災組織の現在の結成状況につきましては、今年度新たに1地区において結成されまして、現在91の自主防災組織が組織されている状況でございます。以上でございます。

○**小堤委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** 見習っていかなくちゃいけない、私の地域なんですけどね。91というところでは、取手市内を1としたら大体何割程度——というのは行政区というか、そういう単位だけじゃないんでね。自主防災組織は細かにできると——立ち上がってると思って。だから自分の——ある集落は抜けてるというか、そういったことを考えると、大体どのくらいの割合なのかなあ、市内全域からすればって思うんですけど、答えられれば結構です。

○**小堤委員長** 立野次長。

○**立野総務部次長** それは結成する——結成されている割合ということによろしいですか。私どものほうで現在進めております中では、大字地区単位で、今現在13の地区が未結成地区となっております。そういった中から世帯数なんかで見えていきますと、約8割ぐらいが結成されていて、2割ぐらいが未結成地区のような、そのような形で見ております。

○**小堤委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** あとは地域性——どういった地域かと考えれば、マンションであるとかそういうところだったらまずは安心な面もあるのかなというふうに、一概に何割ということでは数字では表せられないんだろうとは認識していますが、課題にしたいと思います。

続いて2点目なんですけど、随分、防災意識というのは市民に広く行き渡ってるだろうと思っているんですけど、やっぱりいざとなったらその地域での協力体制とか、そういったことを考えると——必要性を考えると、防災ボランティアというのは必要になってくるんじゃないかなあ、あるといいなあというふうにちょっと常々思ってます。例えば中学生——中高生のボランティアですとか、そういったことも以前、取り上げたことがあるんですけど、その辺の考え方がいかがでしょうか。

○**小堤委員長** 真田補佐。

○**真田安全安心対策課長補佐** 安全安心対策課、真田です。御質疑に答弁させていただきます。自主防災組織未結成地区における防災ボランティアの育成につきましては、新たに防災ボランティアの育成を図るのではなく、防災士の育成や活用を図っていくことが重要だと考えてございます。地域の防災活動を担う防災士を育成及び活用することで、地域防災力の向上につながるとともに、防災士を中心とした自主防災組織の結成にも寄与するものと考えているところでございます。以上です。

○**小堤委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** 現に議員の中にも、防災士を受けて取ってるという方もいるわけなんですけ

ど、「大丈夫だよ、簡単だから」とは言われるものの、私何か抵抗意識があったりして、「また勉強かー」みたいに思ってるんですよ。そういう意味では、誰でも、いざというときには何か自分ができるもので協力してもらえる、そういった方がボランティアなんですよということで、もちろん組織化されてないところで、そういった方向付けというか、周知というか、意識を高めていけばいいなというふうに思ってるんです。出前講座とか、あとは研修会、講習会とか、そういったことができればいいんじゃないかなと思うんですが、その辺の対応というか対策というのは考えられるでしょうか。

○小堤委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。自主防災組織未結成地区の解消というところにつきましては、まず地域住民の防災意識を高めることが重要であると考えてございます。これまでも未結成地区におきまして意見交換会等を実施してまいりまして、自主防災組織の重要性、そういったものを周知をしてまいりました。今後も様々な機会を通じた中で、その自主防災組織の活動事例の紹介などもしながら、具体的なイメージを持っていただけるように取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうですね。まずはそこからかなとは思いますが、そこに組織化されてない地域の方も参加されれば、何か自分も手伝えるかなというふうに持っていったらいいかなとも思って、今、次長の答弁を聞きました。

3点目、避難所問題ということなんですが、あえて私は藤代に住んでいて、もちろん水害のときには水がかぶるよという低地になっているわけなんですけど、以前からも、「水害のおそれがあるときには避難所は指定しません」と担当課のほうから言われてきて、結局、出前講座でそういうことを言われても、皆さん不安な気持ちで帰っていくわけなんです。そういう意味で、今後どんなふうにあるべきか、ちょっと聞かせていただければと思うんですが、お願いします。

○小堤委員長 立野次長。

○立野総務部次長 お答えいたします。近年の災害の多様化や規模の拡大における避難所の設置につきましては、地域住民の安全を最優先に考慮してございます。特にハザードエリア内の避難所開設につきましては、避難者が2次災害や複合災害に巻き込まれる可能性も高まるため、現在はハザードエリア外の高台など、安全な場所に避難所を開設する方針で対応しているところでございます。以上でございます。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 今後の課題としていきたいと思っています。私自身も、いざというときに、水災害おそれありというときに。

○小堤委員長 立野次長。

○立野総務部次長 課題ということなんですけども、例えばハザードエリア内に避難所を設置した場合につきましては、場合によっては、藤代地区につきましては水害時における浸水が3メートルから5メートル、多いところでは5メートルから10メートルが想定されてございます。避難所としても開設した場合に、最悪の状況では避難所への直接的な

危険を及ぼすことや、物資などの支援も困難になることも想定しております。そういった中で、先ほども申し上げさせていただきましたように、まずは安心な場所に避難していただいて、そのためには早めの周知とか避難の情報を出させていただきながら対応してまいりたいと、そのように考えてございます。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 ただ現実的に、そういう出前講座を私も地域で開いたりしているんですけど、やったことがあるんですけど、何か藤代の人是不安になって帰るんですよ。「ああ自分で考えなくちゃならないですよねえー」というような感じで。だから、そういう意味では高いところに……

[森口議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○遠山委員 (続) 住んでいけばいいんですけど、そういう人ばかりじゃないんで。昔は土手の上に上がればいいんだよってよく言われたものなんですけどね。それも一つかなと、私自身はその近くにいたので考えたりしてるわけなんですけど。ちょっと私、藤代住民としては、今後も課題意識を持っていかなくちゃいけないと思ってます。よろしくお願ひしますね。以上です。

○小堤委員長 以上で通告された質疑が終わりました。これで総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外質疑を終わります。

執行部入替えを行います。

それでは、5分休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時56分開議

○小堤委員長 それでは再開いたします。

続いて、議案第12号、令和7年度取手市一般会計補正予算(第9号)の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管を議題といたします。

本件につきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。ただいま議題となっている案件について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○小堤委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は遠山委員1名から通告がありました。それでは質疑を行います。

遠山委員。

○遠山委員 議案書22ページになります。さきの予算・決算審査特別委員会の中でも、ちょっと各委員のほうから課題意識が高いんだなというふうに思って受け止めていた、このコミュニティ・スクール事業に要する経費が、1,881万5,000円もの大きな額が減額補正されてるということで、ちょっとその辺、現状を含めて詳細説明をお願いしたいと思ひます。

○小堤委員長 答弁を求めます。

宮下補佐。

○宮下生涯学習課長補佐 生涯学習課、宮下です。遠山委員の御質疑にお答えさせていただきます。コミュニティ・スクール事業におきまして、地域と学校をつなぎ、情報共有や連携・協働による子どもたちの育成、学校運営の向上を推進するのが地域学校協働活動推進員、通称コミュニティ・スクール・コーディネーターとなります。令和7年4月現在、市立小中学校20校のうち、このコーディネーターが委嘱され配置されている学校は、小学校が4校、中学校ゼロの計4校4人でした。その後、年度中に新たに委嘱した者を含め、令和8年3月現在では小学校9校、中学校1校の計10校に各1名の10名を委嘱しております。

また、このコーディネーターの業務を統括する統括推進員、統括コーディネーターを1名委嘱し、各学校の推進員への助言や必要に応じて学校運営協議会への助言も行っております。令和7年度当初予算では、全20校に1名ずつ20名のコーディネーターを委嘱し、通年配置できる報償費、謝礼を計上しておりました。また、統括コーディネーターについても、最大4名を委嘱できる金額を計上しておりました。結果といたしまして、年度末のコーディネーターは想定の人数の5割の10名で、統括コーディネーターは1名ということで、年度内の所要見込みへ減額をするものになっております。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 しっかり取り組んでいただいた——進めてはきてたんだなというのが、改めて理解しました。近隣では牛久とかは、この統括もある程度小分けしてやってたということも聞いてたので、そういう方向に——取手ももちろん広いんで、小中学校の数も多いのでその辺は検討されているんだなというのが、統括コーディネーターですか、チームリーダーが1名なんだけれども4名にしたいという、そういう方向づけも持ってたということで、そこら辺も今後検討課題なんだろうなということで認識をさせていただきました。

続いて、今後の見通しと課題というところでは、御苦労もあつたんだろうということで、その辺ちょっと伺います。

○小堤委員長 宮下補佐。

○宮下生涯学習課長補佐 お答えさせていただきます。結果としまして、令和7年度当初予算で見込んでおりました、全20校へ1名ずつの配置には至りませんでしたけれども、年度当初の4名から、6名増加し10名となりました。令和8年度は10校10名からスタートいたしますけれども、さらなる委嘱による人数増を見込みまして、令和8年度当初予算も計上させていただきました。

課題でございますが、引き続きコーディネーターの職務を広くお知らせいたしまして、コーディネーター候補者を募ることが必要と考えております。

生涯学習課が保護者や地域向けに作成しております、コミュニティ・スクール通信「つ・な・ぐ」やチラシを作成いたしまして、コーディネーターの役割をお知らせするとともに、取組に興味がある方については、学校や教育委員会生涯学習課にお問い合わせいただくように広報しております。こういった取組の成果が、令和7年度中の6名増加とい

う成果につながっていると捉えております。一方で、コーディネーターには、地域において社会的信望があり地域学校協働活動の推進に熱意と見識を有していることが求められております。委嘱に当たっては、学校長や生涯学習課から十分な説明をするとともに、面接を行いまして、適切な人材であるかの判断を行っていきたいと考えております。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 さきの予算・決算審査特別委員会の中でも委員同士で話し合った中では、もっと——何というのかな、開かれた学校というか——もちろんみんなで話し合っただけで決めていくわけなので、むしろ積極的に、「学校こんなふうになったらいいな」「こどもまんなかに考えたらもっとこうなるのにな」というアイデアを入れていければ、もっともっと盛り上がっていくんじゃないかなと思うんです。そういう意味では、このコーディネーターというか、それに対しての協議会でしたっけ、各学校で立ち上げるんですけど、もうちょっと何かこう——みんな役職就いてる人がいたりとか、多いねとか、そういった話合いでもあったんですよ。だからその辺、私もよく提案してたんですけど、公募制——市民に対する広く公募制を取って一緒に参加しませんかというようなことから、で、集まった人たちの中でコーディネーター役に、あっすごい何かリーダー的な人いるなというふうに、だんだん地域が見えてくるということもあるんじゃないかなと思うんです。意外と取手、この市民公募というのがちょっと薄いなと常々思っているんで、これから総務の中で提案、提起していききたいと思っている課題の一つなんですけど、ちょっとその辺の考え方どうでしょうか。選出というか、選ぶという中で。

○小堤委員長 答弁を求めます。

秋山課長。

○秋山生涯学習課長 生涯学習課、秋山でございます。ただいまの委員の御質疑は、学校運営協議会の委員に関しましての選出について、公募を取ってみてはという御提案の御質疑だったと思います。公募制の御質疑に関しましては、これまでも各議員、各委員からいただいたところでございます。他市の例を参考にしておりまして、比較的小規模な自治体においては、公募制を取っているところもあるのを確認しております。引き続き、その選出に関しましては、他市の例なども参考にしながら研究していききたいと思っております。また、各議員から以前よりいただいております多様な人材の選出についても、教育委員会また学校長のほうで引き続き今年度も——失礼しました。来年度に向けまして委員の選出を行うところでございますが、その点に関しましては、特に心がけながら委員の選出を行っていききたいと考えております。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 今、「特会、特会というのを、きちんと特別委員会と言って」という事務方からのお願いがありまして、すみません、そこのところはうまく直しておいてくださいね。

前向きな答弁というところで受け止めていききたいと思っております。やっぱり、この機会に開かれた学校、地域とのつながりをより広くということでは、考えていただければなというふうに思います。その程度で、また今後引き続き様子を見ていききたいと思っております。

で、統括、今1名で頑張ってくれてるわけなんですけど、これを4名にするという、市

内を小中学校幾つかブロックに分けるという——中学校区単位にということですかね。——中学校単位でもないのか。

○小堤委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 お答えいたします。先ほど、令和7年度当初予算では、最大4名が委嘱できるような予算を計上させていただいておりました。現状、1名で行っておりました、統括コーディネーターが、市内全域を見ながらアドバイスをしているところでございます。これが複数の統括コーディネーターを置くとなりますと、先ほど委員がおっしゃったような、市内を分割しながらというような考えになってくるかと思えます。統括コーディネーターに関しましても、先ほど申し上げましたとおり、その適性であったりそういったものをしっかり見ながら、複数の体制を取った場合には、そういう分担もよく考えてまいりたいと思っております。その辺は今後の任用の——委嘱の状況も考えながら、適正な体制を取っていきたいと考えております。

○小堤委員長 通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から疑義がある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 なしと認めます。これで議案第12号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の質疑を打ち切ります。

続いて、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は久保田委員、遠山委員の2名からありました。

最初に、久保田委員。

○久保田委員 ヤングケアラー支援について。まずアンケートについてお伺いいたします。染谷議員の一般質問の答弁の中で、「全児童生徒を対象とした生活アンケートを月1回実施している」とありましたが、どのような目的で、また、その内容についてお聞かせください。

○小堤委員長 答弁を求めます。

仲田センター長。

○仲田教育総合支援センター長 教育総合支援センターの仲田でございます。ただいまの久保田委員の御質疑にお答えいたします。現在、市内の小中学校の全児童生徒を対象としたアンケートを毎月実施しております。アンケートの中には、家族のことについて困っていることや不安に思っていることをチェックする部分や、具体的な内容については、自由記述欄を設け、そこに記述できるようになっております。また、いじめに対するチェック項目等もございます。アンケート実施後には、記述された内容について確認し、家族関係であったり、いじめのことであったり、そういったところにチェックがあった場合には、また自由記述欄に記述があった場合には、児童生徒に教職員のほうが面談等を行っております。そこで得られた情報については、教育相談部会のほうにおいて、学校と専門家が連

携して支援体制について話し合いを行っているということでございます。必要に応じまして、例えば家庭関係のところにチェックがあった場合には、スクールソーシャルワーカーを派遣し、こども部を含めた福祉事務所等との連携を図り、家庭生活の悩みや困り事の解消に向け支援を行っているところでございます。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 詳細な説明をありがとうございます。そのヤングケアラーを発見するための施策についてですけれども、今お話にありましたスクールソーシャルワーカーの方がその役目を、一番関わるところかなと思っております。複雑な問題を抱える児童生徒に対し、家庭・地域・学校・関係機関をつなぎ、福祉的な視点から問題を解決する支援員と捉えております。取手市は、そのスクールソーシャルワーカーの方は何名で、どのようなことをされてるのでしょうか。

○小堤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、唐口です。ただいまの質疑にお答えいたします。市では、現在1名のスクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員として任用しております。市内20校からの相談を受け、福祉の専門家として学校と連携し専門的な視点から支援について話し合い、見守り体制を整えております。また、積極的な支援が必要なケースにつきましては、学校と密に連携し家庭訪問等の対応を行い、学校と家庭をつなぐ役割を担っております。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 守谷市では、4つの中学校区に1名ずつスクールソーシャルワーカーを配置していて、学区の小学校にも訪問し、悩みのある児童生徒の環境にアプローチして、学校と連携して問題を解決しています。今のお話ですと、取手市で1名というのは少ないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○小堤委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 市では1名のスクールソーシャルワーカーのほかに、県のスクールソーシャルワーカーの派遣という事業を積極的に活用しております。こちらの事業につきましては、学校が派遣を希望されるということの要請に対して、県がスクールソーシャルワーカーの配置決定をし、申請された学校のみ派遣となりますので、学校と密に連携を取りながら支援を進めている状況です。教育相談部会において、家庭環境に心配がある、困り事があるといったような協議がされたときには、必要に応じてスクールソーシャルワーカーも教育相談部会に出席し、助言——専門的な助言で学校支援を続けていくという場合もありますし、またその個々の内容によって福祉との連携が早急に必要だとかという場合には、積極的な介入という形で、ケースをアセスメントしながら関わっておりますので、現在1名の職員プラス県のスクールソーシャルワーカーで十分満たされているというふうに理解しております。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 ありがとうございます。世話をしている家族がいると回答した子どもは、中学校2年生で約17人に1人、5.7%。全日制高校2年生で、約24人に1人、4.1%とい

う報告があり、ヤングケアラーは身近にいると考えられます。ですので、ヤングケアラーに気づくために必要なことは、ヤングケアラーがいるかもしれないということを常に意識していただきたいと思います。

続きまして、自分の置かれている立場がヤングケアラーということが分からない児童生徒に対して、例えば、講演など子どもに分かりやすい方法でのアプローチとかあると思うんですけども、市では周知広報はどのようにされているのでしょうか。

○小堤委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 指導課、遠藤です。久保田委員の御質疑にお答えします。子どもたちの抱える生活上の困難を早期発見、早期対応することは、教職員の責務であると考えております。現在、「ヤングケアラー」という言葉の子どもたちの認知度は向上しているものの、自分自身が該当するという認識をしている児童生徒は、依然として少ない状況である可能性があります。子どもたちの理解を高めるために、市内小中学校全校で、県で作成した子ども向けの周知チラシを配布したり、こども家庭庁の啓発ポスターを掲示したりして、子どもの理解を高めるよう努力をしております。さらに、令和8年1月に県で作成した啓発動画や啓発リーフレットを学校に送付して活用を促すとともに、ホーム・アンド・スクールを活用して教職員や保護者にも配信することで、理解が進むようにしております。子ども向けの啓発動画は、具体的にどのような状態を指すのかという日常の姿が、小学生にも分かりやすく説明したものになっております。

○小堤委員長 菅野補佐、どうぞ。

○菅野こども相談課長補佐 こども相談課の菅野です。ただいまの指導課の答弁に併せて回答させていただきます。こども相談課では、これまでにヤングケアラーのポスターを市内の高校やスーパー、医療機関等へ配布し、ポスター掲示を依頼することで周知啓発を図ってまいりました。またこのほか、当課職員が、民生委員・主任児童委員の地区別研修会等でヤングケアラーについて講義を行いまして、地域で子どもたちや家庭を見守っていただいている皆様に理解を深めていただけてきたところでございます。こども相談課としましては、今後もヤングケアラーについて、市民の皆様、とりわけ、子どもたちに向けた広く分かりやすい周知が必要であると考えております。子どもたちや子どもを取り巻く周りの方たちが、「ヤングケアラーかも」といった気づきの一助となるようなホームページの充実を図るなど、さらなる周知啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 今、様々な周知広報の方法をお伺いして少し安心しました。そして最後に、一般質問の答弁の中でこども部との相違がありました。今後、こども部との連携についてどのようにお考えかをお伺いいたします。

○小堤委員長 答弁を求めます。

丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山でございます。久保田委員の御質疑に答弁させていただきます。まず、現在の連携状況ですが、学校や教育委員会が虐待やヤングケアラー等の兆候

を把握した際、速やかにこども相談課へ連絡し、支援の連携を図っております。具体的には、要保護児童対策地域協議会や個別支援会議等の場において支援の方向性を協議し、学校の役割やこども相談課の役割を明確にすることで、学校現場での組織的な見守りや声かけなど、子どもへの支援を強化してきたところです。これまでもヤングケアラーに関する教職員の研修は、子どもの人権に関する研修の中で行ってきておりますが、今後はさらに教職員の意識向上と連携した支援を充実させるため、全教職員対象のオンライン説明会において、こども相談課職員よりヤングケアラーを含む虐待等の早期発見、早期対応について説明させていただきます。福祉と教育がより密接に情報を共有し、認識を共有化することで事案の把握漏れを防ぎ、子どもに寄り添った支援体制のさらなる強化に努めてまいります。以上でございます。

○久保田委員 樋口課長、どうぞ。

○樋口こども相談課長 こども相談課、樋口です。御答弁させていただきます。先ほどの指導課長の答弁にもありましたように、これまでも要保護児童対策地域協議会の機関として、常に連携した対応を行ってまいりました。子どもたちへの支援は、子どもと接する時間の長い学校などによって、支援が必要となる子どもに気づいていただくことから始まります。その後、主に中心となって支援を担っていくこども相談課で情報集約を行い、要保護児童対策地域協議会への登録となった場合にも、小中学生であれば、学校や教育総合支援センターのほか、対象の子どもと接する機関などが加わり支援調整を行い、支援を開始します。支援開始後は、地域での見守りとして、学校などの身近な関係機関にて状況変化に対応することをしていただいております。今後につきましては、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議の場において、ヤングケアラーに特化したチェックリストなどの共通の指針を用いることで、子どもの置かれている状況や担っている家事の種類、負担感などの子どもの状態像をより丁寧に把握し、会議内での共通認識の徹底に努め、学校などと協働し、よりよい支援が行えるようにしてまいりたいと思っております。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 ありがとうございます。こどもまん中社会を掲げる取手市において、特に子ども施策については、各部署との連携は必要不可欠なものと考えます。ですので、これからは本当に1人の子どもさんも漏れないよう、取組のほうよろしく願いいたします。この件は以上で終わります。

続きまして、香害についてお伺いいたします。令和3年第4回の一般質問で根岸議員が取り上げておりました。柔軟剤、洗剤などの合成香料に含まれる化学物質により、周囲の人が頭痛や吐き気などの体調不良を起こす現象を指します。近年では社会問題として認識されていて、小中学生の約1割が香害による体調不良を経験しているという調査結果があります。児童生徒から香害による体調不良の訴えはありますでしょうか。

○小堤委員長 答弁を求めます。

横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 保健給食課、横島です。久保田委員の御質疑にお答えさせていただきます。3月5日現在、直近の調査になりますが、市内の全小中学校に調査した結果

によると、市内の小中学校に通う児童生徒の中で、衣服などの香りによる体調不良を訴えている児童生徒は4名ほどいると報告を受けております。現在、これらの児童生徒に対しましては、保護者からよく話を聴き、学校が家庭と連携を図りながら対応を行っております。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員長 その対応というのは、どのようなことを行ってるのでしょうか。

○小堤委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 お答えさせていただきます。例えば、給食で使用する白衣等は、マイ白衣等を家庭から持参し、ほかの児童生徒が使用した白衣等を使用しない。また、トイレで使用する石鹸については、無添加の香りなしのものを用意しまして、使用するよう対応しております。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました。根岸議員の答弁のときは、周知広報としてポスターの掲示をするということでありましたけれども、現在は、ほかに何か周知広報をすることはありますでしょうか。

○小堤委員長 冨田補佐。

○冨田指導課長補佐 指導課、冨田です。お答えさせていただきます。香害の啓発につきましては、令和5年7月にも国から県経由で香害に関する啓発ポスターの提供がございました。ポスターの内容は、「知ってください！！ その香り 困っている人もいます」という表題で、「柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。自分にとって快適な香りでも、困っている人もいることをご理解ください。香りの感じ方には個人差があります。香り付き製品の使用に当たっては、周囲の方にもご配慮下さい。」と記載されております。市内小中学校には、この内容が記載されているポスターを必要に応じて掲示を行うなど、児童生徒だけでなく教職員に対しても周知を行っております。また、保護者に対しては、保健だよりや保護者等連絡システムを活用し周知を行っている学校もございます。以上です。

○小堤委員長 久保田委員。

○久保田委員 やはりこの香りというところでは、保護者の方に知っていただくということが大切なことだと思いますので、これから様々な機会、保護者の方に向けてそういったこととお話ししていただければと思います。取組については今お話に含まれていたと思うので、これで終わります。ありがとうございました。

○小堤委員長 最後に、遠山委員。

○遠山委員 私のほうからは、今、久保田委員の質疑の中でも出てきましたけど、スクールソーシャルワーカーについて取り上げました。改めて福祉の視点でということで、役割は大きくなって改めて今受け止めたわけなんですけど、その点、再度伺います。

○小堤委員長 仲田センター長、簡明にお願いします。

○仲田教育総合支援センター長 教育総合支援センター、仲田でございます。ただいまの遠山委員の御質疑にお答えさせていただきます。福祉の視点での役割ということなんです

けれども、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、教育及び福祉に関して専門的な知識及び技術を有する者を任用しております。教育相談部会において、家庭生活に悩みや困り事のある児童生徒の支援体制について話し合い、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し対応しております。児童生徒本人、保護者、教職員と面談や家庭訪問をし、困り感を把握し、福祉事務所の関係各課と連携を図り、家庭生活の悩みの解消を図っているところでございます。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 私が、このスクールソーシャルワーカーをぜひ取手市で採用して、いつでも学校現場だったり、福祉とも連携してというところを取り上げてきたわけなんですけど、そのきっかけをつくってもらったというか、つくったときは、学校現場からの声だったんですよ、実は。結局、先ほど久保田委員の中でも答弁にありましたけど、県は早いうちから派遣事業ということでやってくれて、学校を利用したところでは、「いやあすごい専門性高い人でね、いいアドバイスいただいたんですよ」ということを聞いたんです。ところが、継続的に当たるかという、そうじゃない。週に1回か月に2回かという、本当に時間的には全く不足というか足りない。だから、取手市で採用して位置づけていただければというところで、その声を受けて私も提案してきて、今は1名なんですけど、配置されているということです。そういう意味では、本当に大いに評価しながら見守っているところなんですけど、2点目の県派遣の方は、今年——先ほど答弁しましたっけ……

〔「したよ」と呼ぶ者あり〕

○遠山委員 (続) 1名ということで。その前は4名だったりというときもあったわけなんですけど、じゃあそれはそれでということで、1名だということでいいです。

だからといって、足りてますということにはならないんじゃないかなあって、やっぱりいろいろ課題があると思うんで、まだまだ見過ごしてる、気づかれてないケースもなくはないんじゃないかなと、ちょっと思っております。

それで3点目、市のそういう意味では、ソーシャルワーカー——スクールソーシャルワーカーの正規化と増員……。

○小堤委員長 遠山委員、2点目はいいですか。

○遠山委員 いいです、いいです。

○小堤委員長 自ら話しますか。答弁のほうで、何か先ほどの答弁とは違った角度であれば答弁されても構いませんが、大丈夫ですか。——じゃあ2番はなしということで、3番どうぞ。

○遠山委員 委員長、ありがとうございます。正規化と増員を求めたいと思うんですが、その辺の御意見というか所見をお願いします。

○小堤委員長 答弁を求めます。

唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センターにおきましては、現在スクールソーシャルワーカーは会計年度任用職員として専門性の高い職務を行っております。この相談業務に特化した形で勤務しておりますので、この任用時間がそのまま相談業務に

使えるということが、会計年度任用職員として任用する最大のメリットだと感じております。相談者は、早朝の面談を希望する方もいらっしゃいますし、就労などしている保護者もいらっしゃると、夜間に面談を希望される方もいますので、勤務時間をフルに相談者に振り分けながら月の勤務時間を調整したりという形で、効率よく業務に従事している状況です。今後、支援の必要な状況に応じて勤務日数の増加ですとか、複数人のスクールソーシャルワーカーの任用については、適宜対応してまいりたいと考えておりますが、今後も県のスクールソーシャルワーカーの派遣を積極的に活用を学校のほうに促してまいりますので、現在スクールソーシャルワーカーの正規化ということについては考えておりません。以上です。

○小堤委員長 遠山委員。

○遠山委員 随分はっきりした答弁するなあって聞いているんですけど、私は。まあ学校現場からのそういった要望を受けて、会計年度なんだけれども1名配置してもらえたというふうに、そこを受け止めてるんですよ。でも、夜間だったり、いろんな臨機応変に効率よくと言ってたけど、これ、職員の皆さんだったらどうなんですか。会計年度だからちょっと、うーん、言葉が問題になっちゃうかな——「使いやすい」なんて言ったら失礼だと思うんだけど、何かそんなふうに思われては困るなというふうに思うんですよ。むしろ、正規職員としてきちっとこういう場にも出てきて、やっぱり取手の子どもたちの置かれてる環境であったり、福祉の視点を持ってる専門職なんで、そういった立場からここで発言もできるんじゃないかなあと思うんです。会計年度さん忙しいということで、私一度も——何度も……

[森口議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○遠山委員 (続) 要望してんだけど、対面できないということなので、ちょっと今後ぜひ前向きにというか、考えていくべき課題だと受け止めて……

○小堤委員長 遠山さん、質疑してください、質疑。感想じゃなくて、自分の質疑をきちんと。

○遠山委員 (続) 思いが熱くなっちゃうもので、すみませんね。唐口さん、よろしくお願ひします。

次の不登校支援なんですけど、人数の報告、これ、取手はやってくれない。ほかの自治体はきちっと把握してるんですよ、議会も、その辺、法的根拠を示してください。

○小堤委員長 仲田センター長。

○仲田教育総合支援センター長 教育総合支援センター長、仲田でございます。ただいまの遠山委員の御質疑にお答えいたします。まず、不登校児童生徒の人数をどのように把握しているかについてですが、取手市では、統計法に基づいた調査を継続的に実施しており、市内の各学校からの報告をいただくことで、不登校の児童生徒を把握しているところでございます。しかしながら、令和6年第4回取手市議会定例会総務文教委員会の際にもお答えしているんですけども、統計法に基づいて実施した収集データにつきましては、統計法第40条で、「統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない」とされており、この点につきまして県の義務教育課のほうに確認しましたところ、公表

できない旨の回答をいただいたところでございます。以上でございます。

○小堤委員長 遠山さん、あと 34 秒です。

○遠山委員 報告してるところは違法な行為なのかなというふうに受け取られちゃうんですけど、いやちょっと違うなと思ってます。

最後に 1 点、居場所。2 番と 3 番ダブるんで、サポートルームの体制、課題を伺います。

○小堤委員長 木村補佐。

○木村教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センターの木村です。質疑にお答えします。現在、他市町村では、サポートルームに専任の職員を配置するなどの取組が進んでいることも把握しており、取手市においても校内サポートルームに常駐する専任の職員の確保については、大きな課題と捉えております。不登校児童生徒の支援は、学習面のみならず、友人関係や家庭環境等多岐にわたることも想定しており、今後、専任の職員については他市町村の状況を鑑みた上で、教員経験者のみならず、多様な職種の配置について検討してまいります。また、昨年度、新たに不登校対応支援員の任用を開始したことで、校内サポートルームの環境整備だけでなく、学校に対する指導も行うことで、より幅の広い対応を進めている状況でございます。一方で、それらの職員の数につきましては、何名いけば十分という認識はありません。不登校につきましては、いじめの問題と同様に大変難しい問題と捉えておりますので、学校とは継続的に協議を進めていくとともに、教育総合支援センターにおいても、その配置について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○小堤委員長 遠山委員に忠告しておきます。事前通告で 2 番と 3 番とあったのを、時間がないからといって 1 つにしていけないと思うので、その辺の時間配分を考えた質疑に努めてください。以上です。

以上で通告された質疑は終わりました。これで教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第 11 条第 2 項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。委員間で自由討議が必要と思われる議案はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 なしと認めます。ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 なしと認めます。以上で当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより当委員会に付託された市長提出議案の採決を行います。採決は、議案番号順に挙手により行います。

では、議案第 3 号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。



ドブック스에掲載したとおりです。

2月24日の議会運営委員会において、調査方法は委員会を開催し、執行部に出席をいただいで委員全員で調査を行うことに決定しております。そのため、今後の調査のための委員会を行いますので御承知おきください。

最後にその他です。教育委員会から、永山中学校の改修工事が完了したとの報告がありました。永山中学校の現地視察を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 異議なしと認めます。

それでは、お諮りします。永山中学校の改修工事の完了状況を現地視察することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○小堤委員長 全員賛成です。現地視察を行うことに決定しました。視察を行う日時等は教育委員会に確認した上で日程を調整しますので、私に御一任いただきたいと思います。よろしく願います。

そのほか委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小堤委員長 なしと認めます。

以上で本委員会の全ての日程が終了しました。

これで総務文教常任委員会を閉会します。

午前11時51分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

総務文教常任委員会委員長

\_\_\_\_\_